

## 山形県広告掲載要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、山形県の広報媒体及び県有財産、その他県の事務又は事業の実施に使用される物品等で広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)に民間事業者等の広告を掲載する事業(以下「広告事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

**第2条** 広告事業は、県の財源の確保又は事務経費の節減、地域経済の活性化及び県と民間事業者等との協働による地域づくりの推進に資することを目的とする。

### (広告の範囲等)

**第3条** 広告媒体に掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4)政治性又は宗教性のあるもの
- (5)個人、法人又は団体の意見広告若しくは主義、主張、意見を含む広告
- (6)個人又は法人の名刺広告
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの
- (8)消費者金融、たばこに係るもの(禁煙やタバコの健康被害に係るものを除く。)
- (9)比較広告及びギャンブル(宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。)に係るもの
- (10)水着姿、裸体等を含むもの(スポーツに係るものを除く。)
- (11)青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの
- (12)第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその恐れがあるもの
- (13)公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (14)事実誤認の恐れがあるもの
- (15)当該広告の内容について県が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの
- (16)その他広告として表示することが適当でないと認めるもの

2 原則として次に掲げる者又は団体が広告主となる広告は、広告媒体に掲載することができない。

- (1)法令等に違反した者
- (2)県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (4)暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (5)役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの

- (6) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - (7) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - (8) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - (9) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  - (10) その存在や活動実態が明確でない団体
  - (11) その他広告を表示する広告主として適当でないと認めるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に表示することができない内容の具体的基準は、別に定める。

#### (広告の掲載の方法)

- 第4条** 広告の掲載は、広告媒体に広告を掲載する権利を販売する方法又は広告を掲載した物品等の寄附を受ける方法により行うものとする。
- 2 別に定める場合を除き、広告媒体に広告を掲載するために必要となる物品の製作費、設置費等の費用は、広告取扱業者又は広告主が負担する。

#### (募集及び決定)

- 第5条** 広告取扱業者又は広告主は、原則として、広報媒体により公募する。
- 2 広告取扱業者及び広告主の募集及び決定方法並びに広告の掲載に必要な手続きは、広告媒体ごとに別に定める。

#### (広告主の責務)

- 第6条** 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

#### (広告の取扱)

- 第7条** 県は、原則として期限を定めて広告媒体に広告を掲載するものとする。
- 2 広告の掲載の期間中、広告の内容等が虚偽であることが判明した場合、広告主が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合、県は、当該広告の掲載を取りやめ、又は当該広告に係る広告媒体の使用を中止することができる。
- 3 前項に該当したことにより広告媒体の撤去等の必要が生じたときは、その費用は、広告主が負うものとする。

#### (協議)

- 第8条** 広告事業について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者又は広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

#### (裁判管轄)

- 第9条** 広告事業に関する訴訟は、山形地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第10条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

## 山形県広報媒体広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山形県広告掲載要綱（平成19年12月6日付け総第436号 総務部長通知、以下「要綱」という）第3条第3項に規定する基準として定めるものである。

(定義)

第2条 この掲載基準において「広報媒体」とは、別表1に掲げるものをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 県の広報媒体に掲載する広告の内容及び表現は、県民の理解と信頼を得られるものでなければならない。

(掲載ができない広告等)

第4条 次に定める広告は広報媒体に掲載できない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
- ロ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ハ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ニ 国内世論が大きく分かれているもの
- ホ 男女共同参画の視点からの配慮に著しく欠けるもの
- ヘ その他、県の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(2) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認させるような表現を含むもの  
例：「世界一」「一番安い」（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- ロ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
- ハ 人材募集広告のうち労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ニ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
- ホ 責任の所在が明確でないもの
- ヘ 広告の内容が明確でないもの
- ト 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現を含むもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現を含むもの
- ロ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含むもの
- ハ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるような表現を含むもの

(4) 第10条に規定する会議において広報媒体に広告を掲載することが適当でないと認められたもの

2 次に定める者に係る広告は広告媒体に掲載できない。

- (1) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (2) 債権取立て、示談引受け等を主な業とする者
- (3) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (4) 民事再生法の規定による再生手続中の者、会社更生法の規定による更生手続中の株式会社又は破産法の規定による破産手続中の者
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (6) 第10条に規定する会議において広告媒体に広告を掲載することが適当でないと認められた者

(ホームページに関する基準)

第5条 山形県が管理するホームページのバナー広告に関しては、ホームページに掲載するバナー広告の内容だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、山形県広告掲載要綱及びこの基準、その他法令等に抵触するホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(広告の表現に関する留意事項)

第6条 広告の表示については、次の点に留意すること。

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、割引前の価格を明記すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」

(2) 参加、体験できるものの表示

費用がかかる場合には、その旨を明示するものとする。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」

(3) アルコール飲料に関する表示

イ 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示するものとする。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」

ロ 飲酒を誘発するような表現は使用できない。

例：アルコール飲料を飲んでいる、又は飲もうとしている姿

(4) 責任の所在、内容及び目的の表示

広告を掲載する者の氏名、電話番号及び住所（法人にあつては、法人の名称、電話番号及び主たる事務所の所在地）を明記すること。電話番号については携帯電話及びPHSのみの表示は認められない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

(業種別の広告掲載基準)

第7条 県は、広告の掲載の可否の判定に当たっては、前6条に定めるところによるほか、次に定める業種別の基準に基づき、表示内容等の適否を審査する。

(1) 人材募集広告

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋を行う疑いのあるものは掲載できない。

ロ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の販売や資金集めを目的としているものは掲載できない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用できない。

例：一か月で確実にマスターできる

(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

イ 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。

ロ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載できない。

(4) 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、学校教育法に定める大学ではありません。」

(5) 資格講座

イ 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称の資格を設け、それがあたかも国家資格であると誤認させるような表現は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。  
「この資格は国家資格ではありません。」

ロ 「行政書士講座」などの講座には、その講座を受講するだけで国家資格が取れると誤認させるような表現は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- ハ 資格講座の受講の募集に見せかけて、商品及び材料の販売や資金集めを目的としているものは掲載できない。
- ニ 受講費用をすべて公的給付でまかなえるかのように誤認させるような表示は使用できない。
- (6) 病院、診療所、助産所
  - イ 医療法第6条の5第1項各号又は同法第6条の7第1項各号に規定する事項以外は、広告できない。
  - ロ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
  - ハ 広告する治療方法や効果について、客観的事実であることを証明することができない内容の表示は使用できない。  
例：疾病等が完全に治癒される
- (7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）  
掲載内容は、下記事項に限る。
  - イ 施術者又は柔道整復師である旨並びに施術者又は柔道整復師の氏名及び住所
  - ロ 業務の種類
  - ハ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所
  - ニ 施術日又は施術時間
- (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）  
広告を掲載する者が、その所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について了解を得ること。
- (9) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品  
広告を掲載する者が、その主たる事務所を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容について了解を得ること。
- (10) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
  - イ サービス全般（介護老人保健施設を除く。）
    - (イ) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は使用できない。
    - (ロ) 広告を掲載する者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
    - (ハ) その他、サービスを利用するに当たって、国、地方公共団体その他公共の機関が、当該サービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現は使用できない。  
例：山形県事業受託事業者
  - ロ 介護老人保健施設  
掲載内容は、下記事項に限る。
    - (イ) 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所
    - (ロ) 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名
    - (ハ) 介護保険法第98条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める事項
    - (ニ) その他都道府県知事の許可を受けた事項
  - ハ 有料老人ホーム
    - イ (イ) から (ハ) までのほか、次の規定に適合していること。
      - (イ) 「山形県有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表2「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項がすべて表示されていること。
      - (ロ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
      - (ハ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。
    - ニ 有料老人ホーム等の紹介業
      - (イ) 広告を掲載する者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ロ) その他、国、地方公共団体、その他公共の機関が、当該サービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現は使用できない。

(11) 墓地等

イ 市町村長の許可を受けていること。

ロ 許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

イ 不動産事業者の広告を掲載する場合は、名称、所在地、電話番号及び認可免許証番号を明記すること。

ロ 不動産売買や賃貸の広告を掲載する場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。

ハ 契約を急がせるような表現は使用できない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか

(13) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内に限る。

(14) 旅行業

イ 企画旅行の広告を掲載する場合は、次の事項を明記すること。

(イ) 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

(ロ) 旅行者の目的地及び日程に関する事項

(ハ) 旅行者が提供を受けることのできる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項

(ニ) 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項

(ホ) 旅程管理業務を行う者の同行の有無

(ヘ) 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

(ト) 企画旅行契約を締結する際に取引条件の説明を行う旨（取引条件説明事項を表示して広告する場合を除く。）

ロ 旅行業務についての広告を掲載する場合は、次の事項について著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示は使用できない。

(イ) 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項

(ロ) 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項

(ハ) 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項

(ニ) 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項

(ホ) 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項

(ヘ) 旅行中の旅行者の負担に関する事項

(ト) 旅行者に対する損害の補償に関する事項

(フ) 旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

(15) 通信販売業

通信販売に関する広告を掲載する場合は、特定商取引に関する法律第11条及び第12条の規定を遵守し、下記事項を明記すること。

(イ) 登録番号、所在地、補償の内容に関する事項

(ロ) 申込みの方法及び期限

(ハ) 引渡しの方法及び時期

(ニ) 支払いの方法及び時期

(16) 古物商・リサイクルショップ等

イ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

ロ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できると誤認させるような表現は使用できない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄

(17) 結婚相談所・交際紹介業

イ 結婚相手紹介サービス協会に加盟している又は結婚相手紹介サービス業認証制度による認証を受けているとともに、その旨を明記すること。

なお、当該協会への加盟証明又は当該認証制度による認証証明及び広告に係るサービスの具体的内容を確認できる資料を提出すること。

ロ 掲載内容は、名称、所在地及び提供するサービスの案内に限る。

(18) 労働組合等の一定の社会的立場又は主張を持った組織

イ 掲載内容は、名称、所在地及び当該組織の事業案内に限る。

ロ 当該組織が発行する出版物で、他の個人又は団体に関するひぼう、中傷等をするものに係る広告は掲載できない。

(19) 募金等

イ 厚生労働大臣又は知事の許可を受けていること。

ロ 下記内容を明記すること。

「〇〇募金は、厚生労働大臣（又は山形県知事）の許可を受けた募金活動です。」

(20) 質屋・チケット等再販売業

イ 個々の相場、金額等の表示はできない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 庄内～大阪 15,000 円

ロ 公正取引委員会の「比較広告に関する景品表示法上の考え方（比較広告ガイドライン）」に適合していること。

(21) トランクルーム及び貸し収納業者

イ トランクルームについては、倉庫業法第 25 条の国土交通大臣の認定を受けたトランクルームに限る。

ロ 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の文字を表示してはならない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」

(22) ダイヤルサービス

“ダイヤル Q 2” その他各種のダイヤルサービスの広告を行う場合は、広告に係るサービスの具体的内容を確認できる資料を提出すること。

(23) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(24) 個人輸入代行業等

イ 広告を掲載する者が行う事業及び掲載する広告に係る事業の実態を確認できる資料を提出すること。

ロ 掲載する広告に関する事業が、法令等に基づく許可や承認を必要とする場合は、当該許可証等の写し及び事務所の設置等の実態を確認できる資料を提出すること。

(広報媒体に応じた基準の設定)

第 8 条 県は、この基準に規定するもののほか、広報媒体の性質に応じて広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(審査機関)

第 9 条 広告主及び広告内容等の適否の審査するため、山形県広報媒体広告審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、別表 2 に掲げる委員長及び委員をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めるときには、新たに委員を追加することができる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 審査委員会の庶務は総務部広報推進課において処理する。



(会議)

第10条 審査委員会の会議は、委員長が召集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

附則

この基準は、平成20年2月19日以降に募集を開始する掲載広告に適用する。

附則

この基準は、平成20年5月29日以降に募集を開始する掲載広告に適用する。

附則

この基準は、平成21年4月23日から適用する。

附則

この基準は、平成22年4月6日から適用する。

附則

この基準は、平成23年4月6日から適用する。

附則

この基準は、平成24年2月17日から適用する。

附則

この基準は、平成24年4月2日から適用する。

附則

この基準は、平成29年4月11日から適用する。

別表1 (第2条関係)

広報媒体名
山形県広報誌「県民のあゆみ」
山形県が管理するホームページ

別表2 (第9条関係)

委員長	総務部広報推進課長
委員	環境エネルギー部環境企画課副主幹
委員	子育て推進部子育て支援課副主幹
委員	健康福祉部健康福祉企画課副主幹
委員	商工労働部産業政策課副主幹